

文化財の放火・盗難などに ご注意を！

私たちの大切な「宝」を 私たちの手で守りましょう

古代から現在に至るまで、日野の先人たちは、豊かな文化を代々受け継いできました。日野町には、そうして受け継がれてきた歴史的価値の高い貴重な文化財が数多く残されています。

しかし、現在、全国各地で文化財などの放火・盗難が相次いで発生しています。

文化財の放火・盗難などを未然に防ぐために、改めて防火防犯体制をチェックしてみてください。

防火防犯対策の例

- 文化財を守るための警察署や消防署との連携、地域の方々との協力体制を築く。
- 人気のない場所にゴミなどの燃えやすい物を置かない。
- ロウソクや線香などの管理に注意する。
- 夜間や無人の寺社などの巡回確認をする。
- 部外者が侵入できないように鍵などの施錠器具を設ける。
- 建物や仏像などの防火防犯設備が正常に作動するか定期点検をする。
- 寺社にある文化財（特に未指定文化財）の台帳を整理し、記録写真を残す。万が一、盗難にあった場合でも早期発見につながります。

◆問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課 ☎️⑤26566 有線⑤5370

もう届出はお済みですか？

児童扶養手当 特別児童扶養手当

8月は、児童扶養手当および特別児童扶養手当の、1年間の支給額を決めるための届出をしていただく期間です。対象となる方には、届出書類を送付しましたので、必ず期間内に提出してください。

制 度 名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支 給 条 件	◎父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない子どもの母 ◎父が身体等に重度の障がいがある子どもの母 ※上記に該当する場合でも、年金が受給できる場合は、手当を受けられません。	◎身体や精神に中程度以上の障がいがある子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対 象 児 童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
支 給 額	全部支給 月額41,720円 一部支給 月額41,710円～9,850円 2人目の子ども…上記金額に5,000円を加算 3人目以降の子ども…1人3,000円を加算	児童1人あたり 1級(重度) 月額50,750円 2級(中度) 月額33,800円
所 得 制 限	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。
届 出 期 間	現況届 平成21年8月3日(月)～8月31日(月)	所得状況届 平成21年8月10日(月)～9月10日(木)

お知らせ

母子家庭や父子家庭の皆さんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、役場福祉課でお申し込みください。

◆問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎️⑤26573 有線⑤7772